

駒ヶ根市の「児童生徒就学援助事業」について (今年度)

就学援助事業とは、経済的理由によって義務教育の修学が困難な児童および生徒について、学校生活に必要な学用品費、修学旅行費、医療費の**援助**を行う事業です。
 今年は、もう申請は締め切られましたが、この事業の概要を説明します。



	小学校	中学校
学用品費、校外活動費	11,420 ～ 18,770 円	22,320 ～ 32,800 円
新入学児童生徒学用品費	20,470 円	23,550 円
修学旅行費	実費 26,000 円程度	実費 42,000 円程度
学校給食費	実費の 60 % 30,000 円程度	実費の 60 % 33,000 円程度
医療費	※医療費本人負担分 (病院指定あり)	

援助の対象となる児童、生徒の保護者

- 1) 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者。
- 2) 要保護者に準じる程度に困窮している者で、前年度または当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者。
 - a) 生活保護の停止または廃止
 - b) 市民税が非課税
 - c) 市民税、事業税、固定資産税の減免
 - d) 国民年金掛金または国民健康保険料の減免
 - e) 児童扶養手当の受給
 - f) 世帯厚生資金の貸付
 - g) 職業安定所登録日雇労働者
 - h) 職業が不安定で生活が困難
 - i) P T A会費、学級費等の学校納付金の減免
 - j) 経済的理由により欠席が多い
 - k) 災害、事故、疾病等の理由により生活が困難
 - l) その他

こちらに該当する者は、民生児童委員の所見が必要になります。

申請から支給まで (今年度の場合)

↑
今年度は終了しました。

- ・ 4月……学校から制度の案内を保護者に通知 → 申請
- ・ 5月……学校でとりまとめ、教育委員会へ提出
- ・ 6月……教育委員会で内容の審査
- ・ 7月……認定結果を保護者に通知 → 支給

第31回

ふれあい広場

9月6日(日)

9:20 ~ 14:00

総合文化センターにて

- ・ バザー
- ・ 飲食
- ・ ゲーム
- ・ 野外ステージ

であい ふれあい
ともに生きるまち

ぜひご参加ください!

臨時福祉給付金について (駒ヶ根市の事業です)

昨年4月からの消費税引き上げに伴う経済的負担を考慮するために、本年度も「臨時福祉給付金」が支給されます。

支給対象者

今年度の市県民税が課税されていない人。
 ただし、課税されている人の税法上の扶養(専従者を含む)になっている場合や、生活保護の受給者である場合は支給対象になりません。
 該当になる見込みの人に、申請書が郵送されます。

支給額

1人につき 6,000円(1回のみ)

申込期間

8月1日(土) ~ 11月1日(日)の消印まで有効